



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～若者にありがちな契約トラブル①～

【事例】

「新しい会員を加入させて商品を販売すると絶対もうかる」と言われて、ある商品の販売組織に加入した。その際、高額な健康食品を買取った。

しかし全然売れないので、脱退して代金を返してほしい。

【ひとことアドバイス】

◇販売組織の会員となり、自分の周りの人を次々に加入させて商品を販売しマージンを得ようとするマルチ商法です。

これは連鎖販売取引といわれ、トラブルが起きやすいことから法律で規制されています。

◇会員になっても商品が売れずに在庫を抱えることになるだけでなく、強引な勧誘をして気付かないうちに友人や家族から見放されることもあります。

◇訪問販売や電話勧誘販売のクーリングオフ期間は8日間ですが、マルチ商法の場合は20日間です。

◇加入時の勧誘に問題があれば、20日を過ぎていても契約解除ができる場合もあります。

こんなとき、どうする？



相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!